

# 建設業における働き方改革の概要

## — 労働環境改善に向けた主な取組 —

大谷 知久

(国土交通委員会調査室)

### 《要旨》

建設業は、インフラ整備や災害復旧等において重要な役割を果たしている。しかしながら、長く続いた建設投資の減少、ダンピングの横行等により建設業は疲弊し、建設就業者の賃金の低下、長時間労働等を招くこととなったとされる。そのため、若年者の入職者が減り、高齢化が進行する中、建設業の持続的発展が危ぶまれる状況となっている。

この現状を打開し入職者を増やすためにも、担い手となる就業者の処遇改善・労働環境の改善は急務である。政府は、公共工事設計労務単価の引上げ、社会保険加入促進、建設就業者の能力を見える化することで適正な評価の実現が期待される建設キャリアアップシステム、ICTを活用した建設工事等で生産性向上を図る i-Construction の推進等を通じ、労働環境面からも魅力のある建設業とするため、働き方改革を進めている。

また、近年の立法措置として、2016年成立の「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」で建設職人の安全・健康のための基本理念や国・地方公共団体・建設業者等の責務等を定め、2018年に成立した改正労働基準法等のいわゆる「働き方改革関連法」では時間外労働の罰則付上限規制等を設け、2019年に成立した改正建設業法等のいわゆる「担い手3法」では、著しく短い工期での請負契約を禁止するとともに、適正な工期設定や施工時期の平準化等を公共工事の発注者の責務に規定するなどした。

人口減少が免れない我が国において、安全・安心な国民生活を支える建設業を持続させるには、いかに担い手を確保し、少ない人員で生産性を向上できるか等にかかっている。国は、民間との協力と併せ、これまでの政策の評価とともに、今後の更なる対策を通じ、建設業に新3K（給与・休暇・希望）を実現することが求められる。

### 1. 建設業及び就業者の現状

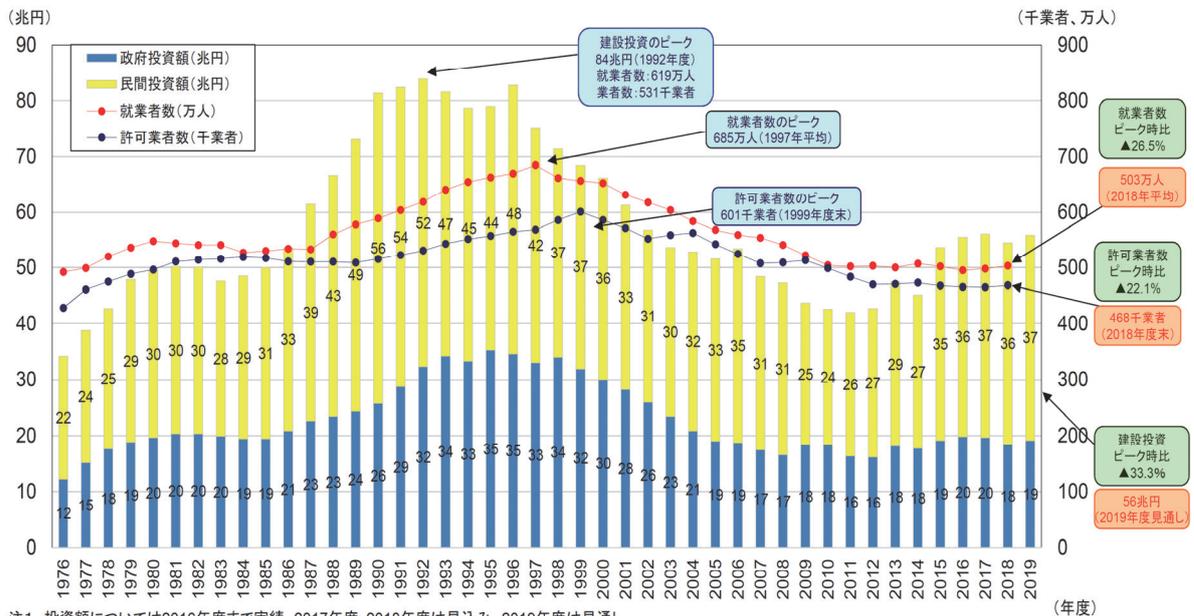
建設業は、社会インフラの整備や今日頻発化・激甚化する災害からの復旧等、国民生活の安全・安心及び国土強靱化のために欠かせない産業となっている。

しかしながら我が国の建設業は、1992年度をピークに建設投資が大幅に減少し、民間需要の低迷などで建設市場全体が冷え込む中、行き過ぎた受注・価格競争によるダンピングや下請け企業へのしわ寄せが横行したことなどから、建設企業の疲弊、就業者の賃金の低下、長時間労働が発生した結果、離職者の増加や若年者の入職の減少を招くこととなったとされている。

2019年3月末現在、建設業許可業者の総数は46万8千業者となっており、前年同月比で3千業者増加したが、最も多かった1999年3月末に比べ13万業者減少（▲22.1%）している（図表1）。

また、建設業就業者数については、2018年平均で503万人となっており、前年比5万人増加しているものの、最も多かった1997年に比べ182万人減少（▲26.6%）している。

図表1 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移



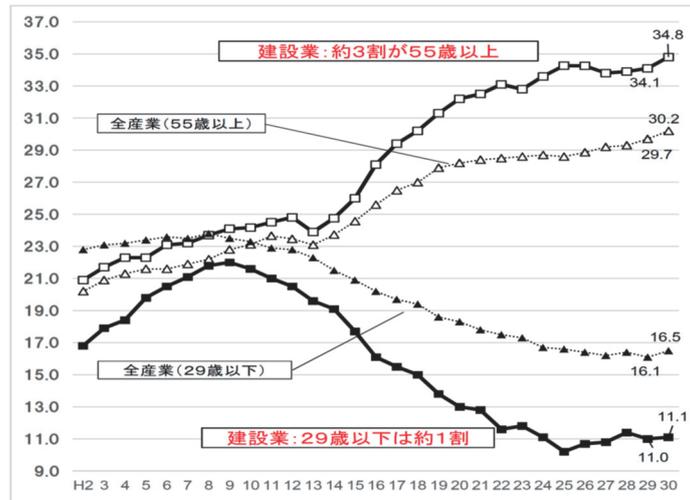
注1 投資額については2016年度まで実績、2017年度・2018年度は見込み、2019年度は見通し  
 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値  
 注3 就業者数は年平均。2011年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について2010年国勢調査結果を基準とする推計人口で適及推計した値  
 注4 平成27年(2015年)産業連関表の公表に伴い、2015年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、2011年以降の投資額を適及改定している

(出所) 国土交通省資料

さらに、2018年の建設業就業者の年齢構成を見ると、その割合は、55歳以上が建設業就業者全体の34.8%、29歳以下は11.1%となっている。1997年時点では、55歳以上が24%程度、29歳以下も22%程度であり、両者に大きな差がなかったことに鑑みれば、高齢化がより進行している現状が分かる（図表2）。

10年後、20年後にはこの34.8%を占める高齢の人材が確実に引退していく。その際、建設業の中心を担うこととなる現在の若年者を、今のうちにいかに確保、育成し、施工水準を維持していくことができるかが、建設業の持続的な発展、ひいては国民の安全・安心な社会生活に大きくかかわってくると考えられる。

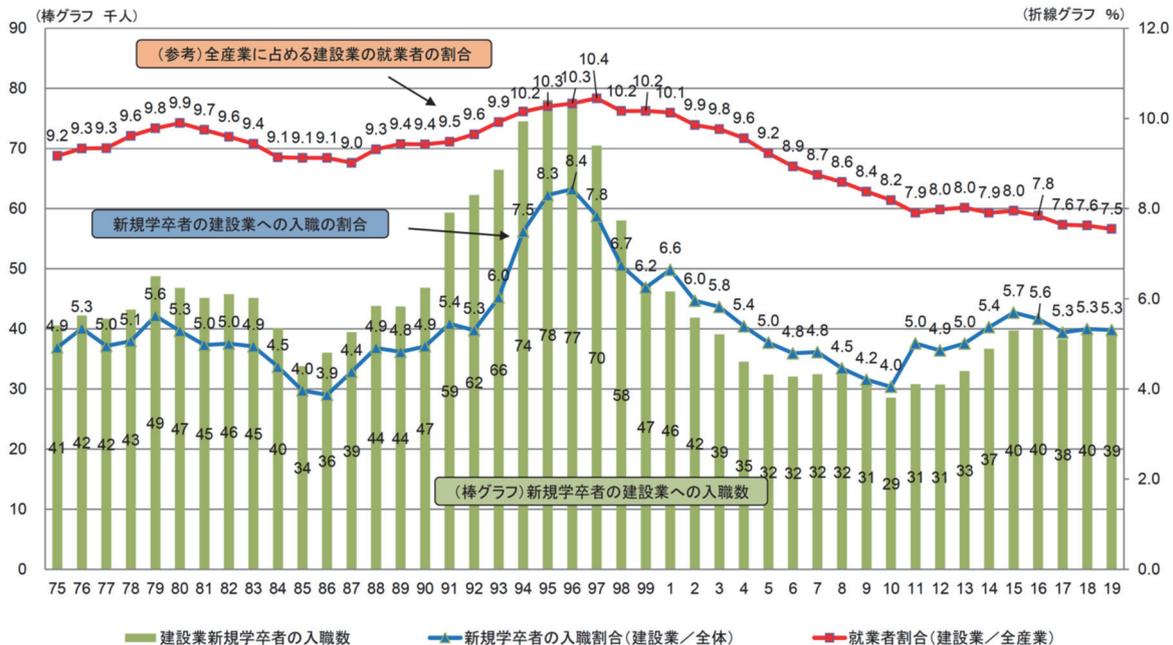
図表2 建設業就業者の高齢化の進行



(出所) 国土交通省資料

建設業の入職・離職状況を見ると、2019年の新規学卒者の入職者は3万9千人と前年比1千人減少している(図表3)。また、2016年3月に卒業し建設業に入職した者の3年以内の離職状況は、特に高卒者で45.3%<sup>1</sup>に達しており、全産業の高卒離職率39.2%と比較して6%も高く、入職者を確保しても定着が困難であることが浮き彫りとなっている。

図表3 新規学卒者の建設業への入職数、割合

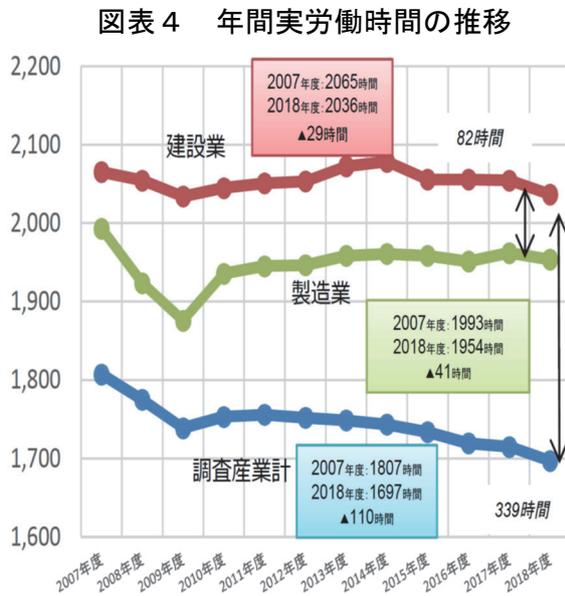


(出所) 国土交通省資料

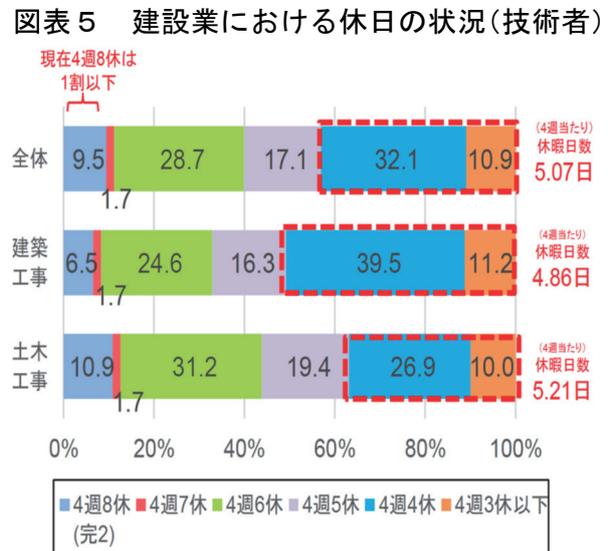
<sup>1</sup> 「新規学卒就職者の離職状況(平成28年3月卒業者の状況)を公表します」(2019.10.21付け厚生労働省報道発表資料) <<https://www.mhlw.go.jp/content/11652000/000557454.pdf>> (以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも2019年11月25日)

若年者の入職が進まない原因に、担い手に対する処遇の問題が挙げられる。

建設業就業者の労働時間は全産業平均と比較して年間 300 時間以上多く（図表 4）、週休 2 日を取れている就業者は全体の 1 割以下、取れていない者も 4 割以上存在する（図表 5）。



（出所）国土交通省資料



（出所）国土交通省資料

建設業の生産労働者の賃金は、製造業と比較してまだ低い水準にある（図表 6）。ただし、近年、建設業全体で賃金は高い上昇率を示しており、今後の推移が注目される。

**図表 6 建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額**

(時間)	2012年 (単位:千円)	2018年 (単位:千円)	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7	4,624.5	18.1%
建設業男性全労働者	4,831.7	5,713.3	18.2%
製造業男性生産労働者	4,478.6	4,764.1	6.4%
製造業男性全労働者	5,391.1	5,601.6	3.9%
全産業男性労働者	5,296.8	5,584.5	5.4%

（出所）国土交通省資料

※年間賃金総支給額=決まって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

2018 年の労働災害発生状況を見ると、死亡者数 909 人のうち建設業関連は 309 人<sup>2</sup>で前年比 14 人減少しているものの、全体の 3 分の 1 を占め他の業種と比べ最も多い。

このような状況を見ると、3K（きつい、汚い、危険）と言われる建設業を敬遠する若年者が一定程度存在することも想定される。建設業における担い手の確保、育成のために

<sup>2</sup> 「平成 30 年の労働災害発生状況を公表」(2019. 5. 17 付け厚生労働省報道発表資料) <[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_04685.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04685.html) >

は、適切な賃金水準の確保や社会保険への加入促進等の処遇改善を始め、長時間労働の是正、週休2日の推進、就労者の安全・健康の確保といった労働環境の改善が必要である。

## 2. 政府の取組

### (1) 公共工事設計労務単価の改訂

公共工事の工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」は、所定労働時間8時間当たりの労務単価であり、労働市場の実勢価格を適切かつ迅速に反映させ、47都道府県、51種類の職種別に設定されている。

例年、年に一度4月に改められてきたが、これを2014年2月適用の単価から6年連続前倒しで実施するとともに、算出方法が変更された2013年度適用の単価から、7年連続で引き上げられた(図表7)。その結果、2019年3月適用の単価は、公表が開始された1997年度以降最高水準となった。

国土交通省は、公共工事設計労務単価の引上げにより、公共工事の円滑な執行、就業者の賃金上昇を目指すとともに、民間工事においても同様の効果を実現するため、建設業団体等に対し、単価の引上げを踏まえた適切な賃金水準を確保するよう要請を行っている<sup>3</sup>。労務単価の引上げが確実に現場の隅々にまで行き渡り、民間工事を含め就業者の賃金引上げにつながることで、若年者の建設業への入職が促進されることが期待されている。

また、2019年4月より施行された改正入管法に基づき、建設業など人手不足の産業を対象に即戦力の外国人材を受け入れる新たな在留資格「特定技能」で働く外国人就業者の処遇も課題となっている。国土交通省は、受入企業が作成する建設特定技能受入計画の国土交通大臣の審査基準に「同等技能の日本人と同等額以上の賃金を支払うこと」、「月給制により報酬を安定的に支払うこと」を定めるとともに、低いと判断される場合には引き上げるよう指導することがある旨を運用要領に明記している<sup>4</sup>。

図表7 公共工事設計労務単価の近年における全職種平均値の推移

	全国			被災3県		
	平均	各前年比	2012年度比	平均	各前年比	2012年度比
2013年4月	15,175円	+15.1%		16,503円	+21.0%	
2014年2月	16,190円	+7.1%	+23.2%	17,671円	+8.4%	+31.2%
2015年2月	16,678円	+4.2%	+28.5%	18,824円	+6.3%	+39.4%
2016年2月	17,704円	+4.9%	+34.7%	19,457円	+7.8%	+50.3%
2017年3月	18,078円	+3.4%	+39.3%	19,814円	+3.3%	+55.3%
2018年3月	18,632円	+2.8%	+43.3%	20,384円	+1.9%	+58.3%
2019年3月	19,392円	+3.3%	+48.0%	21,105円	+3.6%	+64.0%

(出所) 国土交通省公表資料より作成

<sup>3</sup> 第198回国会参議院国土交通委員会会議録第17号14頁(2019.6.6)

<sup>4</sup> 法務省・国土交通省編「特定分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」17～18頁<<https://www.mlit.go.jp/common/001315456.pdf>>

## （２）適正な工期設定と週休２日の取得推進

長時間労働の是正は、働き方改革と若年者の入職促進に欠かせない至上命題である。いずれも適正な工期設定及び週休２日の取得推進が鍵となるため、国土交通省は、2017年8月28日、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定し、適正な工期設定のため受発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を指針（手引き）として取りまとめた。具体的には、工期設定に際し、建設業就業者の休日の確保、労務・資機材の調達等に係る準備期間や施工終了後の後片付け期間の考慮、降雨・降雪等による作業不能日数の想定、予定工期で完了が困難な場合の適切な工期変更、施工時期の平準化（後述）、ICT（情報通信技術）施工（後述）による効率化の推進等を求めている<sup>5</sup>。

また、週休２日で施工する場合、その分工期が長くなり労務費・機械リース料等も増えるため、公共工事の積算の際に補正係数を乗じて増額することで必要経費を確保するとともに、工事完成後に発注者が施工内容を評価する工事成績評定において、週休２日を実施した工事は「工程管理」の項目で加点評価するなどの取組が行われている。補正係数を導入する都道府県は増加しており、全ての都道府県において共通仮設費や現場管理費の補正係数を導入済又は導入予定とされている<sup>6</sup>。

さらに、国土交通省は、長時間労働を是正し、施工時期の平準化、週休２日、変更設計に対応した工期算定等が可能な工期設定支援システムを無料で公開している。

なお、国直轄の公共工事について、週休２日工事の実施件数は2018年度で3,129件となっており<sup>7</sup>、2016年度の165件、2017年度の1,106件と比較すると大幅に増えている。

## （３）社会保険の加入促進

建設業就業者が安心して働くことができるよう処遇改善の一環として、国土交通省は、企業及び労働者に対し社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金。以下「３保険」という。）の未加入対策を進めてきた。主な取組として、①入札の際の審査において未加入企業の減点幅を拡大、②公共工事において元請・下請企業（２次以下を含む）を加入企業に限定、③社会保険等のための経費を請負金額へ確実に反映させるため、社会保険料を含む法定福利費を内訳明示した見積書の活用を推進するなどしている。

その結果、2018年10月の国土交通省の調査によれば、３保険全てに加入している企業の割合は97%、労働者の割合は87%<sup>8</sup>と上昇傾向にある。

今後は100%を目指すこととなるが、2019年6月に成立した改正建設業法により、建設業の許可を受けるには社会保険に加入していることを要件とすることが予定されており

（３（３）イ（ア）d参照）、加入率の更なる上昇が期待される。

<sup>5</sup> 2018年7月2日には同ガイドラインを改訂し、工事分野ごとの実情を踏まえ、住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの４分野ごとに工期設定で考慮すべき重要事項を例示するとともに、国土交通省が直轄事業で取り組む週休２日の拡大策、生産性向上推進策を追記するなどしている。

<sup>6</sup> 『建設通信新聞』（2019.6.12）

<sup>7</sup> 『建設通信新聞』（2019.6.21）

<sup>8</sup> 「公共事業労務費調査（平成30年10月調査）における保険加入状況調査の結果」（2019.10.31付け国土交通省報道発表資料）〈<http://www.mlit.go.jp/common/001314717.pdf>〉

一方、労働者を雇用せず個人で事業を行ういわゆる「一人親方」は、使用者との雇用契約に基づく労働ではなく、仕事の完成を約定する請負契約に基づいて作業を行うため、基本的に雇用労働者向けの3保険の対象とはなっていない。しかしながら、実際は一人親方も現場で指示を受け作業し、雇用労働者と変わらないケースもあるとされる。そのため、国土交通省は建設企業に対し、様々なケースを例示し、一人親方でも働かせ方によっては労働者と判断され契約形態にかかわらず、会社での保険加入が義務付けられるとの周知を図っている。さらに、労働者と判断されない一人親方に対しては、国民保険・国民年金等に加入するよう啓発している<sup>9</sup>。全ての建設業従事者がいずれかの保険に加入し、安心して働くことのできる環境の整備が課題となる。

#### (4) 建設キャリアアップシステム

建設業においては、様々な現場で仕事を行う技能者<sup>10</sup>の保有資格や現場経験の記録等のデータが蓄積されておらず、適正な技能・経験の評価、処遇の改善につながっていない状況が見受けられた。このため、2015年5月19日の「第10回建設産業活性化会議」において、建設キャリアアップシステムの早急な構築に向け、検討の場となる官民コンソーシアムの立上げ構想が打ち出された。同年8月6日には国土交通省・建設業関連団体・有識者等で構成される建設キャリアアップシステムの構築に向けた官民コンソーシアムが開かれ、同システムの構築に向けた具体的な議論が行われ、2019年度から本格運用されている。

技能者にIDカード(建設キャリアアップカード)を付与し、現場経験<sup>11</sup>、保有資格、社会保険加入状況等の情報を登録する同システムは、技能者等の経験や技術を見える化することにより、経験や技術に応じた処遇の実現に向け環境を整備するとともに、技能者にとって、将来目指す技能レベルの到達までのキャリアパスを見通しやすくするものである。また、社会保険加入状況の確認、作業員名簿等書類作成の効率化等の効果も期待されている。

能力評価については、職種ごとに技能レベルを4段階<sup>12</sup>にクラス分けし、同システムで把握可能な経験(就業日数)、知識・技能(保有資格)、マネジメント能力(登録基幹技能者<sup>13</sup>、職長経験等)等を組み合わせることで行っている。専門工事業団体などの能力評価実施機関が職種ごとに基準を策定しているところであり、2019年10月末現在、9職種の基準が大臣認定を受けている<sup>14</sup>。順次、技能者のシステム登録以前の実務経験等も所属事業者の証明等により適正に評価<sup>15</sup>した上で、技能レベルに応じた色<sup>16</sup>のカードが付与される。

さらに、技能者の能力評価と連動し、技能者が所属する専門工事企業の施工能力等の見

<sup>9</sup> 国土交通省「みんなで進める一人親方の保険加入」(2013.3)<<http://www.mlit.go.jp/common/001002165.pdf>>

<sup>10</sup> 建設工事の直接的な作業を行う技能を有する労働者

<sup>11</sup> 現場に入場する際に建設キャリアアップカードを機械に読み取らせて記録する。

<sup>12</sup> レベル1：初級技能者(見習い)、レベル2：中堅技能者(一人前)、レベル3：職長として現場に従事できる技能者、レベル4：高度なマネジメント能力を有する技能者(登録基幹技能者等)が目安となる。

<sup>13</sup> 熟達した作業能力、豊富な知識、現場を効率的にまとめるマネジメント能力を備え、専門工事業団体の資格認定を受けた技能者。

<sup>14</sup> 型枠、鉄筋、機械施工、左官、内装仕上、防水、切断穿孔、建築大工、サッシ・カーテンウォールの9種

<sup>15</sup> 建設キャリアアップシステムと連動したレベル判定システムの構築・活用も検討されている。

<sup>16</sup> レベル1：白、レベル2：青、レベル3：銀、レベル4：金



において生産性を向上させ、企業の経営環境を改善し、賃金水準の向上を図るなど、魅力ある建設現場を目指すため、新たな取組として「i-Construction（アイ・コンストラクション）」を進める旨を公表した<sup>19</sup>。政府が進める取組の主な内容は以下のとおりである。

#### ア ICTの全面的な活用

土工等の分野において、ICT（情報通信技術）を活用することにより省人化、省力化を図ることを目指し、例えば、施工に当たり①ドローンなどを利用し測量を行い、②そこから得られた3次元データを基に設計し、③ICT建機<sup>20</sup>による施工、④データを活用した検査<sup>21</sup>・管理を行うなど、全ての工程でICT等を活用し、情報化・自動化施工を進めることとしている。

自動化が一定程度進むことにより、人が直接介在する工程が減れば、建設就業者の事故も減少し、現場の安全性の確保に寄与する効果も期待される。

国土交通省は、ICT施工に必要な技術基準・作業手法を定めるとともに、土工のみならず橋梁・トンネル・ダム・舗装・浚渫<sup>22</sup>等と他分野の工事への応用も進めている。

また、内閣府は、科学技術イノベーションの創出や官民の研究開発投資の拡大等を目指し、民間の研究開発投資誘発効果の高い領域（以下「ターゲット領域」という。）に各府省の施策を誘導するため、追加の予算配分等を行う制度「官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM<sup>23</sup>）」を2018年度に立ち上げた。この中で、i-Constructionのレーザー測量、建機の自動制御、AI技術等に関連する「革新的建設・インフラ維持管理技術」等がターゲット領域とされたことから、国土交通省は同制度を活用し、予算の確保とともに、生産性向上のための更なる研究開発の推進を図っている<sup>24</sup>。

#### イ 規格の標準化（コンクリート工）

一般的に土木工事は現場ごとの一品生産が基本であるため、コンクリート構造物も現場ごとに寸法が異なり、鉄筋の組み立てなど人手を要する作業を前提としている。

そのため、コンクリート構造物における寸法等の規格を標準化し、定型化された部材を組み合わせて施工することなどにより、作業日数の短縮、省力化を図る取組が進められている。鉄筋や型枠等を事前に工場生産、準備しておき、現地で組み立てることにより、現地打設を省くことができるとされている。

あわせて、国土交通省は、現場でのコンクリート施工の効率化に資するため、流動性を高めたコンクリートの活用や効率的な技術・工法の導入を図っている。

---

年9月12日未来投資会議」〈[https://www.kantei.go.jp/jp/97\\_abe/actions/201609/12mirai\\_toshi.html](https://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201609/12mirai_toshi.html)〉

<sup>19</sup> 「石井大臣会見要旨」（2015.11.24付け国土交通大臣記者会見）〈<http://www.mlit.go.jp/report/interview/daijin151124.html>〉

<sup>20</sup> 3次元設計データ等を活用したマシンコントロールシステム（作業装置の自動制御）やマシンガイダンスシステム（操縦席のモニターに施工操作ガイドを表示）を搭載した建設機械。

<sup>21</sup> 施工後の検査においても、データを基にパソコン上で迅速に行うことができ、検査日数の短縮、書類作成等の軽減にもつながることが期待されている。

<sup>22</sup> 港湾・河川等の水底の土砂を掘り、水深を確保することによって船舶の航路や河川の流量を確保する工事。

<sup>23</sup> Public/Private R&D Investment Strategic Expansion Program の略

<sup>24</sup> 国土交通省は「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」として技術公募等の事業を行っており、PRISMからの予算を活用している。

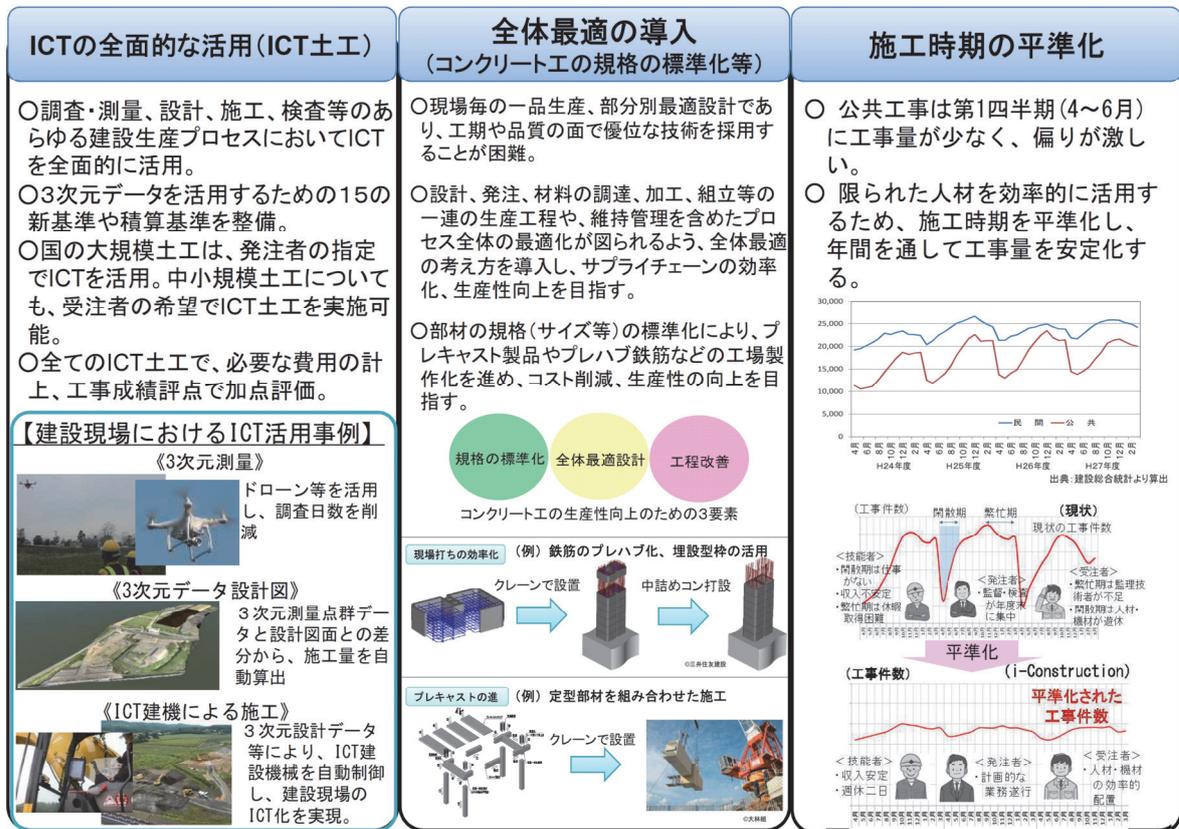
## ウ 施工時期の平準化

公共工事については、繁忙期（年度末）と閑散期（年度当初）の工事量の差が著しく、人材・資機材の効率的な活用や適切な休暇の取得等、良好な労働環境を実現する上で障害とされていることから、その変動を減らし、施工時期の平準化を図ることが課題となっている。

そのため国土交通省は、直轄工事で複数年度にまたがる国庫債務負担行為<sup>25</sup>（2か年国債・ゼロ国債）を活用するとともに、地方公共団体への取組の要請、地域単位での公共工事発注見通しの統合、事前公表の更なる拡大等の対策を講じている。

なお、i-Constructionの生産性向上による作業時間の短縮も、長時間労働の是正及び週休2日の実現につながる施策の一つと考えられる。

図表9 i-Construction トップランナー施策



(出所) 国土交通省資料

## (6) 女性活躍

将来にわたる建設業の維持のためにも、幅広い人材の確保は喫緊の課題である。このう

<sup>25</sup> 工事等の実施が複数年度にまたがる場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度にわたり債務を負担（契約）することができる制度。2か年度にわたるものを2か年国債という。ゼロ国債とは、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが、国費の支出は翌年度になるものをいう。単年度予算では4月になって発注・契約手続に入ることとなるが、ゼロ国債では早期の発注手続が可能で、準備期間を確保した上で従来閑散期となっていた年度開始直後から工事に着手できる。

ち、建設業における女性活躍の促進策について、国土交通省と建設業5団体<sup>26</sup>は、2014年8月22日、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を策定した。その中で、5年以内に女性技術者<sup>27</sup>・技能者を現状（当時）の10万人（技術者1万人、技能者9万人）から20万人（技術者2万人、技能者18万人）に増やす数値目標が設定され、様々な施策に取り組むこととされた。具体的には、女子小中学生を対象とした現場見学会の開催による建設業の魅力のPR（入職意欲の底上げ）、男女共に快適に使用できるトイレの普及、更衣室の設置、i-Constructionによる建設現場の安全性向上といった女性を含め働きやすい労働環境の整備、建設業で働く（働こうとする）女性向けの情報ポータルサイトの創設、地域における女性人材の育成・確保を実践するネットワークへの支援等が実施されてきた。

しかしながら、国土交通省によれば、2018年の女性技術者の数は2万人、技能者は10万人とされ<sup>28</sup>、女性技術者数は計画どおりとなったが技能者数は目標を大きく下回っている。

2014年の計画策定から5年となる2019年には、国土交通省及び建設業5団体に、「建設産業女性活躍推進ネットワーク<sup>29</sup>」をメンバーに加えた「建設業における女性活躍推進に関する新計画策定のための委員会」において、建設業が女性に選ばれ、働き続けられるための環境整備を柱に、官民を挙げた実効性のある新たな施策を追加・拡充した新計画を策定することとし、年内の取りまとめに向けた議論がなされている。

### 3. 近年の立法措置

#### （1）建設職人基本法

2016年12月9日、参議院国土交通委員会提出の議員立法により、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（いわゆる「建設職人基本法」）が制定された。同法は、深刻な労働災害の発生頻度が高い建設業の状況等を受け、公共工事・民間工事・一人親方を含めた全ての建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するための基本法として制定され、①国・地方公共団体・建設業者等の責務（対策の実施等）、②政府に対する基本計画策定の義務及び都道府県に対する都道府県計画策定の努力義務、③安全衛生経費（足場の設置経費や労災保険等）の明確な積算、支払の促進などの講ずべき基本的施策<sup>30</sup>、④関係行政機関の調整を行う「建設工事従事者安全健康確保推進会議」の設置等が定められた。

同法（上記②）に定められた政府による基本計画は、2017年6月9日に閣議決定された。この中で、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、①安全衛生経費の適切かつ明確な積算、②安全及び健康に配慮した工期設定（休日の確保、施工時期の平準化等）、③一人親方等の安全及び健康の確保、④i-Construction等の推進などが挙げられるとともに、

<sup>26</sup> 日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会、全国建設産業団体連合会

<sup>27</sup> 工事現場における施工の技術上の管理を行う者

<sup>28</sup> 第198回国会参議院国土交通委員会会議録第16号13頁（2019.6.4）

<sup>29</sup> 女性活躍を推進する団体間の交流や情報共有を目的としたネットワーク

<sup>30</sup> このほか、①下請関係等を見据えた責任体制の明確化、②建設工事現場における措置の統一的な実施（建設業者間の連携の促進、労災保険関係の状況把握の促進等）、③建設現場の安全性の点検等に係る取組の促進、④建設工事従事者の安全に配慮した設計の開発促進、⑤建設工事の安全や省力化、生産性向上に配慮した材料・施工方法等の開発、普及促進、⑥建設工事従事者の安全・健康に関する意識の啓発等が規定されている。

施策の推進に必要な事項として、①社会保険加入の徹底、②建設キャリアアップシステムの活用推進、③働き方改革の推進（適正な工期設定、週休2日の推進、適切な賃金水準等）、④墜落・転落災害の防止対策の充実強化等が具体的に列挙された。

## （２）働き方改革関連法

2017年3月28日、内閣総理大臣、閣僚及び有識者から構成される「働き方改革実現会議」において「働き方改革実行計画」が策定され、同計画に基づき提出された改正労働基準法等のいわゆる「働き方改革関連法」が2018年6月29日に成立した。全業種に時間外労働の罰則付上限規制（原則：月45時間かつ年360時間以内。労使協定に特別条項がある場合：年720時間以内等）を導入し、2019年4月1日（中小企業は2020年4月1日）から施行されている。ただし一部業種に例外もあり、建設業については、設計・調査等の業務を行う社員は原則どおり2019年4月1日から適用されているが、工事担当の社員は2024年4月1日からの適用となっている。

建設業の適用は2024年度からとされたが、既に上限規制が適用されている業種と比較し、建設業が後れを取れば入職希望者の減少につながりかねない。また、適用時に混乱なく円滑に移行できるよう、猶予期間内に関係各所への十分な周知とともに、時間外労働削減の計画的な対策が必要となる。一方、労働時間を減少させればおのずと工期は従前より延びることとなり、重機のリース料や賃金等の増加による契約金額の上昇が見込まれるため、これには発注者の理解も不可欠である。時間外労働削減のためには業界全体の努力・協力が必要であり、建設業者の努力のみならず、無理な工期の発注や変更を行わないなど発注者の意識改革等も求められる。国には、全体の進捗状況を把握し、必要に応じて更なる対策の実施、指導等の役割が期待される。

## （３）担い手3法

### ア 2014年改正

2014年5月29日、公共工事の品質確保とその担い手の確保を実現するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（入契法）が一体として改正された（総称して「担い手3法」）。主な内容は以下のとおりである。

#### ①公共工事の発注者の責務の明確化

…予定価格の適正な設定、最低制限価格<sup>31</sup>等の適切な設定、適切な工期設定・変更、適切な設計変更・金額変更等

#### ②公共工事の受注者の責務の明確化

…技術的能力の向上、技能労働者等の育成・確保、賃金等の労働条件改善、安全衛生等の労働環境改善等

<sup>31</sup> 地方自治体が行う入札について、予定価格の範囲内で、契約内容に適合した履行を確保するために最低限必要としてあらかじめ設定した価格をいう（地方自治法施行令第167条の10第2項）。当該金額以下で入札した業者は失格となり、ダンピング防止の一つの方策とされる。

③建設業者及び業界団体等の責務の明確化

…担い手の育成・確保の努力義務等

④多様な入札契約方式の導入・活用

…発注者は、入札業者の審査の際、若年技能労働者等の育成・確保の状況、建設機械の保有状況、災害時の工事実施体制等を審査するとともに、技術提案交渉方式<sup>32</sup>・段階的選抜方式<sup>33</sup>・社会資本の維持管理に資する方式<sup>34</sup>等、ケースに応じた適切な契約方式を活用する旨を規定。

⑤入札の申込時に金額の内訳が分かる書類の提出を義務付け

…積算根拠の明確化によるダンピング対策強化

⑥公共工事の規模によらず施工体制台帳<sup>35</sup>の設置を義務付け（施工の適正化）

**イ 2019年改正**

相次ぐ災害からの復旧など建設業の役割の増大、建設業の働き方改革及び生産性向上の重要性等、建設業を取り巻く新たな社会情勢の変化に鑑み、建設工事の適正な施工の確保及び建設工事従事者の労働環境改善を図るため、2019年6月<sup>36</sup>に再び担い手3法が改正された。労働環境改善に関連する主な内容は以下のとおりである<sup>37</sup>。

**(ア) 働き方改革・処遇改善関連**

**a 公共工事の発注者の責務**

- ・地域における公共工事等の施工時期の平準化を図るため、計画的な発注、繰越明許費<sup>38</sup>又は債務負担行為等の活用による翌年度にわたる工期の設定、他の発注者との連携による中長期的な発注見通しの作成、公表等の措置を講ずること。
- ・公共工事従事者の労働時間等の労働条件が適正に確保されるよう、休日・準備期間・天候不良等を考慮した適正な工期等の設定。
- ・工期の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合には繰越明許費の活用等の措置を講ずること。
- ・社会保険や労災補償に必要な保険料、工期等を的確に反映した予定価格の設定。

**b 公共工事の受注者の責務**

- ・下請契約を締結する場合、下請の技術者・技能労働者の賃金・労働時間、社会保険料等を的確に反映した請負代金及び適正な工期を定める契約とすること。

<sup>32</sup> 技術提案を募集し、最も優れた提案を行った業者を優先交渉権者とし、その者と価格や施工方法を交渉した上で、契約の相手方を決定する方式。

<sup>33</sup> 競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、その中から提案を求め落札者を決定する方式。ただし、新規参加が不当に阻害されないよう配慮が必要。

<sup>34</sup> 地域の社会資本の維持管理（災害応急対策、除雪、修繕等）について、インフラの維持修繕等長期にわたると想定される工事の複数年契約化や、複数の工事をまとめた一括発注、複数の建設業者で構成される事業体等による共同受注などが該当する。地域の中小業者等の安定受注にもつながると期待されている。

<sup>35</sup> 工事現場での下請、孫請の施工業者を含む施工組織、各施工業者における技術者の情報等、全体の施工体制が記載された書類。元締となる元請業者は、発注者から請求があった場合、閲覧に供しなければならない。

<sup>36</sup> 改正品確法は2019年6月7日成立、改正建設業法・入契法は同年6月5日成立

<sup>37</sup> 主な内容のうち（ア）cの中央建設業審議会による工期の基準の作成に関する規定は2019年9月1日施行、それ以外は2020年10月1日施行。

<sup>38</sup> 予算成立後の事由で年度内に支出が終了しないと見込まれる経費で、あらかじめ議会の議決を経て翌年度に繰り越して支出する制度。天候等の理由で工事が遅れ、年度内の支出ができない場合などが該当する。

**c 著しく短い工期の禁止等**

- ・長時間労働是正のため、通常必要と認められる期間より著しく短い工期による請負契約を禁止するとともに、これに違反した場合、当事者たる建設業者の建設業許可権者<sup>39</sup>は、発注者に対し勧告等を行うことができることとする。
- ・中央建設業審議会<sup>40</sup>は、工期の基準を策定し、その実施を勧告することができることとする。これを受けて基準の策定に向けた議論が開始されている。
- ・建設業者は請負契約締結時に、工事の工程ごとに作業期間・準備期間を明らかにして見積りを行うよう努めなければならないこととする。
- ・施工をしない日又は時間帯を請負契約書に記載することができることとする。休日や休憩時間等の確保が期待される。
- ・工事の遅れが発生することを防止するため、注文者は、工期等に影響を及ぼす事象<sup>41</sup>が発生するおそれがある場合、建設業者に対し情報提供の義務を負う。

**d 社会保険加入の許可要件化**

- ・建設業の許可要件に、新たに社会保険の加入等が加わることとされている（省令事項）。未加入業者の排除が更に進むと見込まれる。

**e 下請代金の支払方法**

- ・元請負人は、下請代金における労務費（賃金や社会保険料等）は、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならないこととする。現金化まで時間のかかる手形等ではなく、現金とすることにより労務費の円滑な支払いが期待される。

**(イ) 建設現場の生産性の向上**

**a 公共工事の受注者・発注者の責務**

- ・受注者は、情報通信技術の活用等による効率化、生産性の向上に努め、発注者は、公共工事の監督・検査等において情報通信技術の活用を図ることとする。

**b 監理技術者・主任技術者の配置に関する規制の合理化**

- ・建設業者は、工事についての専門的知識を有する技術者（監理技術者・主任技術者）<sup>42</sup>を現場に配置することが義務付けられているが、限りある人員の有効活用を図るため、一定の要件<sup>43</sup>を満たす場合、監理技術者の複数（上限は政令事項）現場の兼任を可能とするとともに、元請負人が現場に専任で配置する主任技術者は、下請負人が本来置くべき主任技術者の職務についても行うことが可能と

<sup>39</sup> 営業所を複数の県に設ける場合は国土交通大臣許可、一の県のみには道府県知事許可となる。

<sup>40</sup> 国土交通省に設置され、受注者・発注者双方と有識者で構成される機関

<sup>41</sup> 軟弱地盤の沈下、地中障害物等が想定される。

<sup>42</sup> 許可を受けた建設業者は、主任技術者を現場に配置する義務がある。ただし、発注者から直接工事を請け負った元請業者（元締）で一次下請への発注総額が4千万円以上（建築工事一式の場合は6千万円以上）となる場合は主任技術者ではなく、より高い専門知識、豊富な現場経験を有する監理技術者を配置する義務を負う。

<sup>43</sup> 監理技術者の現場兼任では、各現場に「監理技術者相当の能力を有する者に準ずる者」として政令で定める者（「技士補（仮称）：技術検定1級の1次試験合格者を想定」など）を専任で配置することが要件となる。若年の就業者も技士補としての役割を担い、活躍する場が増えると見込まれる。主任技術者の下請負人の配置免除では、注文者の承諾、元請負人・下請負人の合意、施工技術が画一的で技術管理の効率化を図る必要のある工種、政令で定める金額未満の下請工事、免除された下請負人の更なる下請契約の禁止、元請負人が配置する主任技術者は1年以上の指導監督の実務経験を有し、専任であることが要件となる。

した（当該下請負人は主任技術者の配置が免除される。）。

図表 10 品確法と建設業法・入契法（新担い手3法） 2019年改正時の概要

<p>平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正<sup>※</sup>し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。  <small>※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）</small></p>			
<p><b>新たな課題・引き続き取り組むべき課題</b></p> <p>相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待 働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正 i-Constructionの推進等による生産性の向上</p>	<p><b>新たな課題に対応し、5年間の成果をさらに充実する新・担い手3法改正を実施</b></p>	<p><b>担い手3法施行(H26)後5年間の成果</b></p> <p>予定価格の適正な設定、歩切りの根絶 価格のダンピング対策の強化 建設業の就業者数の減少に歯止め</p>	
<p><b>品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ &lt;議員立法<sup>※</sup>&gt;</b></p>			
<p><b>○発注者の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）</li> <li>施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）</li> <li>適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）</li> </ul> <p><b>○受注者（下請含む）の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な請負代金・工期での下請契約締結</li> </ul>	<p><b>○発注者・受注者の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信技術の活用等による生産性の向上</li> </ul>	<p><b>○発注者の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択</li> <li>災害協定の締結、発注者間の連携</li> <li>労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用</li> </ul>	<p><b>○調査・設計の品質確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加</li> </ul>
<p><b>働き方改革の推進</b></p>	<p><b>生産性向上への取組</b></p>	<p><b>災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保</b></p>	
<p><b>○工期の適正化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告</li> <li>著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）</li> <li>公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化&lt;入契法&gt;</li> </ul> <p><b>○現場の処遇改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険の加入を許可要件化</li> <li>下請代金のうち、労務費相当については現金払い</li> </ul>	<p><b>○技術者に関する規制の合理化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認</li> <li>主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要</li> </ul>	<p><b>○災害時における建設業者団体の責務の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化</li> </ul> <p><b>○持続可能な事業環境の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理責任者に関する規制を合理化</li> <li>建設業の許可に係る承継に関する規定を整備</li> </ul>	
<p><b>建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ &lt;政府提出法案&gt;</b></p>			

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

(出所) 国土交通省資料

### 3. おわりに

今後、人口減少は避けられない我が国において、安全・安心な国民生活を支える建設業を持続させるには、いかに担い手を確保し、一人当たりの生産性を向上できるか等にかかっている。本稿ではこれまでの国の取組を取り上げたが、賃金や週休2日の現状を見ると建設業の働き方改革は途上にあると思われる。また、現場の状況を無視して時間外労働規制、週休2日等を無理に推し進めても、サービス残業や他の曜日への業務のしわ寄せなどにより、かえって就業者の負担となりかねない。働き方改革の真の実現には、適切な労働量となっているか、効率的で無駄のない作業であるか現場ごとに見直すことなども必要であろう。さらに、建設業においては東京五輪後の安定的な受注の確保や大手ゼネコンと中小建設企業との収益格差、都市・地方の建設投資格差等の課題もある。

国は、地域の守り手たる建設業が引き続きその役割を果たしていくためにも、これらの課題の解決に向けて、民間との連携と併せ、これまでの政策の評価とともに今後も必要な対策を講じ、建設業に新たな3K（給与・休暇・希望）を実現することが求められる。

(おおたに ともひさ)